

# 広島県ダンススポーツ連盟規約

平成13年5月27日制定

平成15年4月13日全部改正

平成17年3月21日一部改正

平成19年5月13日一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成24年4月22日一部改正

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、「広島県ダンススポーツ連盟」と称し、英文名を「HIROSHIMA DANCESPORT FEDERATION」とする。(に)

2 本連盟の通称を「JDSF 広島県ダンススポーツ連盟」とする。(ろ)(は)(に)

3 本連盟の略称を「JDSF 広島」とする。(い)(ろ)(に)

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を事務局長宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟(以下「JDSF」という。)の定款に基づき、広島県(以下「本県」という。)のダンススポーツの統一組織改として、ダンススポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発展並びに社会貢献に寄与することを目的とする。(い)(は)(に)

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一 オリンピック及び国体につながるスポーツ並びに生涯スポーツとしてのダンススポーツの普及及び振興。

二 本県におけるダンススポーツのクラブ・サークル活動の振興。(い)

三 JDSF公認又は承認等の競技会の開催及び支援。

四 JDSFが行う事業への協力。

五 (社)広島県体育協会への加盟及び関連事業の推進。

六 本県所属の会員及び選手等の登録管理。(に)

七 会員相互の技術向上のための練習会、親睦のための交流会等の開催。(に)

八 機関誌等刊行物の発行。(に)

九 その他、本県において本連盟の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 加盟団体及び会員、代議員

(加盟団体)

第5条 本連盟の加盟団体は、本県内で活動し、本連盟に登録したJDSF 認定サークル、JDSF 認定サークルで構成された市区町村連盟及び理事会で承認された団体とする。(い)

(会員)

第6条 本連盟の会員は、前条の加盟団体の会員とする。(に)

2 本連盟は、第1項の会員のほか、総会の決定により本連盟の主旨に賛同する名誉会員、賛助会員をおくことができる。(い)(ろ)(に)

(入会金及び会費)

第7条 会員は、本連盟の総会において別に定めるところの入会金及び会費を納めなければならない。

2 会員は本連盟を通じてJDSF へ会員登録を行い、所定の年度会費を納めなければならない。(に)

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

一 退会。(ろ)

二 死亡。(ろ)

三 除名。(ろ)

四 会費未納。(に)

2 前項により資格を喪失した場合は、JDSFの正会員又は一般会員の資格も喪失する。(に)

3 第1項第3号の規定は次の場合とし、JDSFの定款により決定する。(に)

一 JDSF定款又は本連盟の規約に違反したとき。(に)

二 JDSF又は本連盟の名誉を著しく傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき。(に)

三 その他除名すべき正当な事由があるとき。(に)

(代議員)

第9条 代議員は、本連盟に登録した各加盟団体の代表する者で本連盟が承認した者とする。(に)

2 各加盟団体の代議員の人数は、別に定める。(に)

#### 第4章 役員

(役員)

第10条 本連盟は、次の役員を置く。ただし、必要に応じて役職理事を置くことができる。(に)

一 理事 10名以上30名以内(うち、会長1名、副会長3名以内)。(に)

二 監事 2名以内。

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は、総会で選出する。(い)

2 会長は1名、副会長は2名とし、総会で選出する。(い)(に)

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。(ろ)

4 理事は、その理事の親族又はその他特別の関係のある者の合計は2名以内とし、かつ同様の関係者の総数は理事の総数の10分の3を超えてはならない。(ろ)

5 監事は、他の監事若しくは理事と親族又はその他特別の関係のある者が含まれてはならない。(ろ)

(理事の職務)

第12条 会長は、本連盟を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、予め理事会が指名した順序で、その職務を代行する。(い)

3 理事は理事会を組織し、本規約及び総会議決に基づき本連盟の業務を行う。(ろ)(に)

(監事の職務)

第13条 監事は、本連盟の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。(い)(ろ)

一 本連盟の財産状況を監査すること。(い)(ろ)

二 理事会に出席するなどして、理事の業務執行状況を監査すること。(ろ)

三 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見した時は、これを理事会、総会又はJDSF に報告すること。(ろ)

(役員任期)

第14条 本連盟の役員任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 任期満了後も後任の役員が選任されるまでの間、役員は解任されない。

3 役員は、再任されることができる。

(役員解任)

第15条 理事若しくは監事の解任は、第8条第2項の各号のいずれかに該当する場合とし、第21条第2項の規定にかかわらず本連盟総会で3分の2以上の賛成をもって決する。(ろ)

(名誉会員)

第16条 本連盟には、名誉会長、顧問及び参与をおくことができる。(ろ)

2 名誉会長、顧問及び参与は、総会の議決を経て会長が委嘱する。(ろ)

(理事会の招集)

第17条 理事会は、定期的に会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき又は3分の2以上の理事から会議に付すべき事項を示して理事会開催を求めら

れたとき、会長はその請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。(ろ)

(理事会の定足数等)

第18条 理事会は、3分の2以上の理事が出席しなければ会議を開き、議決することができない。ただし、当該議事について書面であらかじめ意見を表明した者及び他の理事を代理人として表決を委任した者は、出席したものとみなす。

(ろ)

2 理事会の議事は、前項の出席理事の過半をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。(ろ)

## 第5章 会議

(総会の招集等)(ろ)

第19条 本連盟は、最高議決機関として総会をおき、毎会計年度終了後2ヶ月以内に総会を開催しなければならない。(ろ)(に)

2 総会は、会員の代表(以下、「代表会員」と称する。)及び第9条に規定する代議員(以下、「代議員」という。)をもって構成し、毎会計年度終了後2ヶ月以内に理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、理事会が必要と判断した場合は臨時総会を開催することができる。(ろ)(に)

3 代表会員は、本連盟の加盟団体を代表する者とし、その人数は別に定める。

4 代表会員及び代議員の5分の1以上から要求があった場合には、会長はすみやかに総会を招集しなければならない。(ろ)(に)

5 総会が正常に開催されない状態が続いた場合、JDSF加盟団体規程に基づきJDSFが臨時の総会を召集できるものとする。(に)

6 総会の招集は、開催前14日まで文書で通知しなければならない。(に)

(総会の議長等)

第20条 総会の議長及び議事録署名人は、会議の都度、出席代表会員及び代議員の互選で定める。(ろ)(に)

(総会の審議等)

第21条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。(ろ)(に)

一 規約の改定(代議員の選出方法を含む)。(に)

二 役員の選任または解任。(に)

三 事業計画及び収支予算。

四 事業報告及び収支決算(貸借対照表を含む)。(に)

五 解散及び残余財産の処分。(に)

六 その他必要と認められる事項。(い)

(総会の定足数及び議決等)

第22条 総会は代表会員及び代議員の過半の者が出席しなければ会議を開き、議

決することができない。ただし、当該議事について書面であらかじめ意見を表明した者及び他の代表会員を代理人として表決を委任した者は、出席したものとみなす。(ろ)(に)

2 総会の議事は、前項の出席者の過半をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。(ろ)

3 次の各号に掲げる議決は、前項の規定にかかわらず、代表会員及び代議員の3分の2以上の賛成がなければ、議決することができない。(に)

一 役員解任。(に)

二 規約の改正。(に)

三 解散又はJDSFからの脱退。(に)

4 総会の議決権は、代表会員および代議員1名につき1とする。(に)

(加盟団体の管理)

第23条 本連盟の加盟団体は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会議事録、役員名簿、事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び事業計画書、収支予算書を本連盟理事会に報告しなければならない。又臨時総会を開催した場合はその総会終了後2ヶ月以内に全総会資料を本連盟理事会に報告しなければならない。(ろ)

2 本連盟理事会は、本連盟の加盟団体の活動に不整合があると認めた場合はJDSFに報告するものとする。(ろ)

3 本連盟理事会は、前項の加盟団体についてJDSFと協力して監査を実施し、改善指導できるものとする。(ろ)

(議事録及び会計報告)

第24条 本連盟の総会、理事会の議事録は、議長が指名した書記が作成し、2名以上の理事が署名のうえ、これをJDSFの定めに従って保存するとともに、JDSFより要請があった場合には適時提示するものとする。

2 毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会議事録、事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び次年度事業計画書、収支予算書をJDSFに報告するものとする。

3 臨時総会を行った場合は、総会終了後2ヶ月以内に全総会資料をJDSFに報告するものとする。(い)

4 本連盟の会長は、本規約に基づく書類及び役員名簿を5年間保管しなければならない。(に)

(会計年度)

第25条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。(ろ)

第6章 雑則

(他団体への加盟)

第26条 本連盟が第4条の規定に該当しない団体に加盟する場合は、JDSFの

承認を得るものとする。(ろ)

(解散又はJDSFからの脱退)

第27条 本連盟の解散又はJDSFからの脱退を行う場合は、総会の議決後、次の各号のいずれかの手続きを経るものとする。(ろ)(に)

一 本連盟会員総数の4分の3以上の賛成(い)

二 JDSFの承認

2 本連盟が解散する場合、財産は上部団体又は総会で予め定められた類似の団体に寄付するものとする。

(細則への委任)

第28条 本規約の施行について必要な細則は、理事会の議を経て会長が定めることができる。(ろ)

附則

1. この規約は、平成13年5月27日よりこれを施行する。(制定)
2. この規約は、平成15年4月13日よりこれを施行する。(全部改正)
3. この規約は、平成17年3月21日よりこれを施行する。(一部改正)(い)
4. この規約は、平成19年5月13日よりこれを施行する。(一部改正)(ろ)
5. この規約は、平成23年4月1日よりこれを施行する。(一部改正)(は)
6. この規約は、平成24年4月1日よりこれを施行する。(一部改正)(に)
- 7.

# 広島県ダンススポーツ連盟会費等規程

平成 13 年 5 月 27 日 制 定

## (目 的)

**第 1 条** この規程は、広島県ダンススポーツ連盟規約第 7 条に規定に基づき入会金及び会費の額を定めることを目的とする。

## (入会金及び会費)

**第 2 条** 入会金の額は、1 人につき 500 円とする。

2 会費の額は、会員 1 人につき年間 1,000 円とする。

## (納 入)

**第 3 条** 入会金は、入会時に年会費とともに納入しなければならない。ただし、入会時のみ徴収するものとし、継続会員は免除するものとする。

2 会費は、毎年未までに次年の会費を納入しなければならない。

3 途中入会の場合は、入会申込書と一緒に入会金及び年間会費を納入しなければならない。

## 附則

1. この規約は、平成 13 年 5 月 27 日よりこれを施行する。

ただし、第 2 条第 1 項に規定する入会金は当分の間免除するものとする。

( 制 定 )